

委員会審査報告

◆総務委員会

▽鹿屋市条例等の一部を改正する条例の専決処分承認について

問 子どもの貧困に対応するためのひとり親の非課税措置について、条件に該当する対象者はどの程度いるのか。

答 未婚で児童扶養手当の受給者は108名で、そのうち所得が135万円以下の対象者が63名、そのうちすでに非課税となっている対象者が50名程度であり、今回の拡充で非課税となるのは13名である。

◆市民環境委員会

▽鹿屋市串良B&G海洋センター条例の一部改正について

問 プールにおけるアマチュアスポーツに使用する場合の1時間当たりの専用使用料を改定しているが、プールを専用使用することがどのくらいあるのか。

答 利用状況としては、プール教室などのイベント、小中

学生、クラブでの専用利用があるが、ほとんどが個人での使用となっている。

▽かのやグラウンド・ゴルフ場条例の一部改正について

問 使用料改定について周知はどのように行っていくか。

答 各施設での利用料改定の揭示、ホームページ、広報誌を利用したお知らせ、体育協会や利用団体等への周知を行って参りたい。

◆産業建設委員会

▽鹿屋市森林環境譲与税基金条例について

問 実施事業や実施計画について、今後のスケジュールはどうなっているか。また、基金はどのように活用するのか。

答 私有林人工林所有者に意向調査を今後15年以内に実施し、施業については50年を超えない範囲で行っていくが、具体的な計画については現在検討中である。

また、基金の用途については、意向調査、計画策定、計

画に基づいた事業はもとより、担い手の確保・育成、木材利用の促進、普及啓発等を考えている。

▽鹿屋市勤労者交流センター条例の一部改正について

問 本市内の他所管の類似施設と使用料が異なる場合があるが、使用料の整合性はとれているか。

答 消費税増税分だけでなく、各施設にかかる維持管理費等に基つき算出した分も積み上げて使用料を算定していることから、類似施設であっても使用料が異なる場合がある。

◆文教福祉委員会

▽鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

問 基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げるとのことだが、影響を受ける世帯はどれくらいか。

答 課税限度額引き上げの影響を受ける世帯は、252世帯で、全世帯の約1・6%である。この改正で、課税限度

額は引き上げるが、軽減基準額も引き上げることから、市民の負担軽減が図られる。

▽鹿屋市串良温泉センター条例の一部改正について

問 既に回数券を購入している場合、使用料改定後にその回数券を使用する際には、差額を支払って使用するのか。

答 既に販売している回数券については、そのままの料金で使用できる。

◆予算委員会

▽令和元年度鹿屋市一般会計補正予算(第1号)について

問 幼児教育・保育無償化事業で本市が負担する額はどのくらいか。

答 本年度は全て国の負担であるが、来年度からは市は4分の1の負担となり、1億100万円程度と見込んでいる。

問 田崎地区学習センター空調等整備事業について、建築後何年経過しているか。また、他の公民館等の施設

は、今後改修等の計画はあるのか。

答 田崎地区学習センターは平成5年に建設されており、26年経過している。

他の公民館等で大規模な施設修繕は、中・長期的な修繕計画の中で改修を行い、小規模な箇所については、計画的に一定の修繕を行っているところである。

